

令和2年度 第2回

江別市自治基本条例検討委員会 議事録

日 時：令和2年8月24日（月）10時4分～11時40分

場 所：市民交流施設 C・D会議室

出席委員：8名

石黒匡人（委員長）、星優子（副委員長）、成田騎信、藤本直樹、高川一伸、
藤田くみ子、瀬尾洋介、吉原七海

欠席委員：0名

事務局：7名

三上生活環境部長、金子生活環境部次長、
大橋市民生活課市民協働担当参事、田中市民生活課市民協働担当主査、
大西市民生活課市民協働担当主任
野口総務部財務室長、天明屋企画政策部政策推進課総合計画・総合戦略担当主査

傍聴者：3名

次 第：1 開会

2 議事

各章・各条項の現状評価と課題について

3 その他

4 閉会

石黒委員長	<p>それでは、令和2年度第2回江別市自治基本条例検討委員会を開会します。</p> <p>次第2の議事に入る前に、前回の第1回検討委員会で行われた質疑につきまして、事務局から説明がありますので、お願いいたします。</p>
事務局 (大橋参事)	<p>前回の検討委員会での質疑についてお答えいたします。</p> <p>本日配布しております、当日資料1をご覧ください。枠のない部分に質疑を、枠の中に回答をまとめております。</p> <p>最初に「市民」の定義の矛盾についてですが、前回、第11条の「市長は市民から信託を受けた本市の代表者」とあるが、「信託を受けた代表者」とは「選挙で選ばれた市長」という意味であり、ここでいう「市民」は有権者である市民に限られ、団体は入らないのではないかとのご指摘をいただきましたので、「信託」とは「選挙」のみの意味で使用される言葉なのか、他の自治体における使われ方について調べてみました。</p> <p>当日資料2をご覧ください。一番上の段に、江別市自治基本条例の中で「信託」を使用した条文と、考え方をまとめました。以下は、「信託」を使用している主な自治体の状況をまとめております。</p> <p>表にあるとおり、条例で「信託」を使用している自治体は多く、最高規範すなわち自治体の憲法として位置づけられているため、日本国憲法で、国政が国民の信託を根拠としているのと同じように、多くの自治体で「市政は市民の信託に基づく」と規定しております。</p> <p>「信託」は、狭義には直接選挙で選ばれた市長や議員に使用されるのが一般的ですが、他の自治体の事例にもみられるように、全国の自治基本条例においては、選挙権の有無に限らない「市民」が「市政」を信託するという広い意味で使われるケースが多くみられます。</p> <p>選挙は「信託」の手法の一つではありますが、選挙のみが「信託」の方法ではなく、例えばパブリックコメントもこの自治基本条例でいう「市民」、すなわち、江別市に通勤・通学、活動している人も提出できます。意見を述べることで市に「信託」していると言えます。</p> <p>また、企業誘致により江別市に開業などする場合、江別市を信用して江別市で経済活動を行うことから、企業が市に「信託」していると言え、活動団体で考えると、市長への意見書提出や、議会へ請願・陳情ということも「信託」になります。</p> <p>このように、江別市自治基本条例における「信託」とは、個人・団体、選挙権の有無に限らず「市民」が「市政」を信託するという広い意味で使用しております。</p> <p>市民の「信託」が「選挙」のみをイメージするようであれば、栃木市のように、解説の中で「信託」の意味や使い方を述べる等、解説書を改訂していきたいと考えております。</p> <p>二つ目、第2章第2条「市民の責務」第2項「市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。」という規定を入</p>

れた経緯についてですが、当日資料1下段にまとめております。

「市民の責務」は、市民公募などの市民が主体となり条例を検討していた市民懇話会により、平成19年3月に提出された「江別市自治基本条例のあり方に対する提言書」において、条例に盛り込むべき事項の一つ「市民」の中で、市民の権利とともに責務を定め、責務の一つとして「その行動と発言に責任を持つ」があげられました。市民懇話会の議論の中で、発言や行動に責任を持つことはあたり前のことで、標記する必要があるのかという意見もありましたが、自分たち市民が、まちづくりの主体としての自覚と責任を持つことは当然必要であり、条例に定めるべきという意見が多数を占め、明文化することにより市民に自覚を促す効果があるという考えから盛り込まれたものです。

また、近年匿名による無責任な誹謗中傷が増加していることもあり、今の時代だからこそ必要な規定であると考えます。

なお、市民懇話会の提言書は、条例の原案として条例策定委員会で検討したうえで、提言書の趣旨を引き継ぎ、条例案を作成しております。つまり、この条例は、市民主体で作成し、市民の思いがたくさん詰まっているものです。今回、市民懇話会まで遡り26回にもわたる議論の内容等を調べさせていただきましたが、大変な作業を経て形となったこの条例を尊重し、市民自治のまちづくりを進めていきたいと考えております。前回の質疑については以上です。

石黒委員長

ありがとうございました。ただいま前回の検討委員会で問題となった二点について説明をいただきましたが、ご質問やご意見等ございましたらお願いします。

高川委員

まず、この自治基本条例は、条例策定委員会が議論を詰め、十分検討された上で制定されたものであるということは理解し、そのことを尊重しなければならないということは十分理解できます。

その上で、市民の定義について、第11条の「市長は、市民から信託を受けた本市の代表者として」、またはその上の方にある議会の役割、あるいは議員の役割のところ、この「信託」という言葉が出てくるのですが、この文脈の中では、やはり個人としての市民から信託を受けたものと考えなければいけないのではないかと。そう考えるのが自然ではなかろうかと思えます。

道内各市の条文等を調べてみましたが、議員の責務あるいは市長の責務といった条項において、市民の信託を受けて、例えば市長であれば本市の代表者としてということですが、主な市では、この部分の条文で「信託」という言葉は使っていない。これはやはり選挙の結果と結びつけて考えるということなのではないかと思えます。例えば、札幌や函館、旭川、帯広などでは、条文に「信託」という言葉を入れていない。あくまでも、ここの条文に関しては「信託」という言葉を使うのは、私は適切ではないと思えます。

また、札幌市や他の市も「市は市民の信託に基づき」、「市政は市民の信託に基づく」といった表現はありますが、これは公法人としての市であり、市の定義自体は、議会と執行機関を言っているところが多いですが、執行機関の中身は必ず

	<p>しも選挙を通してしているわけではないですから、この文脈としては、そういった使い方は間違いではないと思います。</p> <p>そこで、議員や市長が信託を受けたという言い方、特に江別は議会の責務の中で「議会は選挙により信託を受けた議員によって」とはっきりと書いており、第10条においても「市民の信託に応え」となっています。さらに、第11条は「市民から信託を受けた本市の代表者として」となっているわけです。ですから、一連の文章、表現の中では、「信託」というのは個人としての信託と考えなければおかしい。</p> <p>そして、市長の役割と責務の部分、先ほど言いましたが、「市長は、市民から信託を受けた」という部分ですが、道内の主な市ではこういった表現は無く、「市長は本市の代表者として」といった表現になっている。私としては、ここについてどうなのかと思いますが、このことだけ捉えてすぐに直せとか、そういう意味で言っているわけではない。そこだけはお伝えしたいと思います。</p> <p>この検討委員会自体は、条文について疑義質問するところではなく、いかに協働や市民参加を推し進めていくかということが主題になると思いますので、そういったことも踏まえて、この部分について言わせていただいたところです。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございました。この件について、他の委員の方で意見等ありますでしょうか。</p> <p>高川委員のご意見は、この部分を改正すべきであると、今回の提言の中で指摘するといったことまでは必要ないが、問題があるという指摘を押さえて、将来的に大きな改正等がなされる時に、併せて検討して改正していくのが適切ではないかというような主旨と受け取らせていただいていたでしょうか。</p>
高川委員	<p>そのようにしていただいて結構です。ただ、大事な部分であるということだけは押さえておいてもらいたいと思います。自治基本条例自体が、憲法、地方自治法、自治基本条例という法体系において、住民と行政の在り方と枠組みを自治体側が決めるような、大変重要な条例ですので、そこをきちんと押さえていただきたいということも含めてお話させていただきました。</p>
事務局 (金子次長)	<p>最終的に、各回で皆さんに議論いただいたものをまとめて、皆さんにご確認いただく場面があると思います。その時に、今のご意見もきちんと書かせていただきたいと思いますし、最終的に提言書という形になる時には、今のご意見も入るような形にしていただければと考えております。そのことについては、委員長と相談していただきたいと思います。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございます。前回の質疑の一点目については、これでよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>

石黒委員長	<p>それでは、「責務」の部分についての説明に関してはいかがですか。</p>
星副委員長	<p>今、まちづくりや自治会に参加する「協働」について、市民の皆さんから考えると、私も一市民ですが、参加するのがなかなか難しくなってきましたし、実際にその人数も少なくなってきたのが現状です。</p> <p>その中で、第7条「市民の責務」に「まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする」と条文に記載されていることは仕方がないと思うのですが、先日の委員会で成田委員も仰っていましたが、まちづくりに対してもっとたくさんの市民に参加してほしい、参加しましょう、いい街をつくりましょうという気持ちがあった時に、解説の中の「自分の発言と行動に責任を持つこととしています」という言葉が、一般の市民にとっては非常に垣根が高いというか、壁があるというか、参加するに際して行動と言動に責任を持たなければならないのは当たり前のことと言えば当たり前ですが、高川委員と同じで、今すぐこの言葉を、もっと一般市民が参加しやすく、良いまちづくりをしていきたいと思いますという気持ちになるような言葉に変えていくことが必要なのではないかと、この解説のところで思いました。</p> <p>そして、そのことを検討委員会で検討し、先ほど事務局が言っていたとおり、それを踏まえて最終的な提言書を作る時に、様々な方からの意見を聴いて、責任を持たなければならないというのではなく、もっと関わっていきやすい言葉にしていくことが必要だと思います。</p>
成田委員	<p>私も質問した部分でしたので、詳細に調べていただいてありがとうございます。私も自分で色々な自治体の条例を調べてみましたが、この表現の中で「責任を持つように努める」といった書き方をしている自治体がありました。「責任を持つものとする」ではなく「努める」と努力条項のような書き方をしていたので、場合によっては、もう少し柔らかい表現をするということも検討する必要があるのではないかと思います。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございます。他の方でご意見やご質問はありますか。</p> <p>(なし)</p>
石黒委員長	<p>お二方とも、今回の部分で改正を提言するとか、そこまで必要だと言っているわけではないが、解説は割と早く改訂できるかと思います。表現で萎縮というか抑制してしまおうというような主旨ではないので、そういうことになってしまうと、義務的な文言を盛り込むべきだと考えた人も、それは本意ではないと思います。そういうことにならないよう解説やパンフレットその他で工夫し、将来的に全面改正といったことがあれば、先ほどの「信託」と同じように、また議論していただくということによろしいでしょうか。</p>

	(異議なし)
石黒委員長	他に何かありますか。
星副委員長	前回の第3章「議会及び議員」の部分で、解説に「市の重要な意思決定は、市民に選出された議員からなる」と書かれているが、その市民というのは選挙権のある市民としたほうがいいのではないか。
事務局 (大橋参事)	その件につきましては、前回も回答しましたが、解説書の文言を「市民」から「有権者」や「選挙権を持つ市民」といった表現へ改訂させていただきたいと考えております。
星副委員長	ありがとうございます。
石黒委員長	ありがとうございました。他にご意見ありませんか。
	(なし)
石黒委員長	<p>それでは、第1回検討委員会で行われた質疑については終わりとします。続いて、次第2の議事に入らせていただきます。</p> <p>本日は、第4章「市長及び職員」、第5章「行政運営」、そして第6章「情報共有の推進」について検討したいと思います。進行状況によっては次回へ繰り越すということもありますので、時間が足りないから発言を控えようといったことは考えずに、ご意見やご質問を出していただきたいと思います。</p> <p>それでは、第4章「市長及び職員」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (田中主査)	<p>第4章「市長及び職員」について、ご説明いたします。</p> <p>検討資料の第4章をご覧ください。第4章は、市長及び職員の役割と責務について規定しています。</p> <p>第11条では、市長はこの条例に従い、市民自治のまちづくりを推進すること、公平かつ誠実に行政運営に取り組む義務があること、市政に関して市民に分かりやすく説明すること、職員の能力向上を図ることなどが定められています。</p> <p>第12条では、職員は、職務の遂行にあたってこの条例を遵守するとともに、市民の視点に立ち、公正で効率的な職務遂行にあたらなければならないこと、市民自治によるまちづくりの推進に必要な能力の向上に努めることを定めています。</p> <p>本章に対する提言内容として、第12条について「市の職員への条例に関する研修を充実させ、理解を一層深めていただくことを望みます」との提言がありました。</p>

	<p>この提言を受けた市の取り組み事例としては、箇条書きの黒丸部分、平成29年度に中堅職員を対象に条例に関する研修を実施、平成30年度には中堅職員を含む全係員に「自治基本条例リーフレット」および「条文と解説」を配布、令和元年度からは庁内で自治基本条例について、全職員を対象に周知を行っています。また、新人研修や昇任者向け研修など、既存の研修の一部の時間帯を確保し、本条例のPRに活用するといった取り組みを行っています。</p> <p>アンケート項目について、市民を対象としたアンケートには関連項目はありませんが、職員を対象とした「市民自治の推進に係るアンケート」を毎年実施しており、その結果は、別添資料①のとおりです。</p> <p>第4章に関する市の自己評価としましては、市長の取り組み姿勢並びに職員の職務遂行および育成については、条例の趣旨を遵守して行われていると考えています。職員を対象としたアンケートの結果では、条例自体に対する認知度が97.5%と非常に高い水準にあり、本条例に関する研修、全体周知等の取り組みが一定の成果を上げていると考えています。しかし、条例の内容を理解し、条例の基本理念等を意識して職務を遂行している職員が7割程度にとどまっていることから、今後も職員の理解と意識向上を図るための取り組みを続けていく必要があると考えています。</p> <p>第4章「市長及び職員」についての説明は、以上です。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございました。ただいま第4章について事務局より説明がありましたが、ご意見ご質問ありましたらご発言願います。</p>
藤本委員	<p>第4章の内容については概ね理解できているつもりですし、解説を読んでもそれほど引っ掛かる部分はなかったのですが、第11条第4項について、考え方とか具体的なイメージを教えていただければと思います。</p> <p>「市長は、補助機関である職員の能力向上を図るとともに、効率的な組織の運営に努めなければならない」とありますが、ここでイメージされている市の職員の能力向上というのは、どういうスキル、どういう知識、どういう経験を指しているのか、解説を読んでもあまり書かれていなかった気がします。</p> <p>当然、市職員の方々は、専門職でなければ、通常の業務を通じて色々な技術を習得したり、経験を積んだり、知識の向上に努めていると思いますが、ただ漠然としすぎています。</p> <p>別添資料①の職員に対するアンケート結果を拝見しましたが、知っているか、知らないかといった設問が多く、ある意味これは知っていて当たり前で、知らないとおかしいくらいの内容だとは思いますが、どのような研鑽であるとか、例えば情報化というのも大切な対応能力かもしれませんし、市民との対話能力であるとか、必要な能力が多様化しているとは思いますが、少し漠然としていて分からないので、例えばこういうことだというイメージでもよいので教えていただければと思います。</p>

<p>事務局 (大橋参事)</p>	<p>職員の能力向上を図るというのは、職員に研修等を受けてもらうということです。主な研修としては、入庁して6年目くらいの職員を対象とした政策形成研修を実施しています。その研修では、実際に条例や政策を作り上げ、政策発表会という場でプレゼンテーションを行う等、実践的で政策的な内容となっており、企画・立案の力を身につけることができます。</p> <p>その他にも、江別市では研修計画を毎年作成しており、検討資料の「自己研修の支援、職場研修、職場外研修の実施」の部分に受講者数を記載していますが、毎年多くの職員が研修を受講しています。自分の業務に関係する研修だけを受講するとは限りませんが、職員が研修を受け、研修内容の報告として復命書を作成し、それを課内で回覧することによって全体に共有する。そういった形で職員の能力向上に努めています。</p>
<p>藤本委員</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>ありがとうございました。たしかに漠然としていますが、ある意味では、職員には職務を遂行する上で必要なあらゆる能力を高めることに努めてもらいたいし、市長には職員がそのようにできる環境づくりや後押しを進めてほしいという主旨であって、必ずしも自治基本条例の内容に限定したことで全くないので、逆に漠然としているのだと思います。</p> <p>ご指摘いただいたように、例えばIT技術が進展してきて、昔のやり方では全く通用せず、使えない職員ばかりになってしまったら、市民としても困る。そういった主旨で、職務上必要なあらゆる能力、あるいは直接必要ではないが基礎となる能力といったことも全て含んでいると、私は理解しています。</p> <p>その他、関連しても結構ですし、違う問題でも結構ですので、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。</p>
<p>高川委員</p>	<p>第12条「職員の役割と責務」の部分で、職員は「市民の視点に立って公正かつ効率的に職務を遂行しなければならない」、「市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めなければならない」という記述になっており、職員の皆さんはこういった視点から色々と日常的に研修や業務遂行をされていると思いますが、市民自治によるまちづくりを進めるために、職員として、自治会や市民活動団体、大学、ボランティア団体も含めて、協働の担い手となる場所に参加して実践し、体験し、当事者意識を持ってもらうことが大事だと思います。</p> <p>職員による自治会活動への参加について言われていますが、そのことを何らかの形で出してはどうかと思います。そして、そういったところで身についた能力や知識を、何らかの形で評価していくことが、市のまちづくりにとっても重要だと思います。実際それがなかなか難しいことは分かっていますが、そういった評価を行う時に、評価する側が経験や体験をしていなければ効果は出ないものです。市として、職員に対して「理解しなさい」とは言うけれども、「体験し</p>

<p>石黒委員長</p>	<p>なさい」という主旨はあまり盛り込まれていないようなので、より実効的なものとするために、そういったことも必要ではないかと思います。</p> <p>継続的に何らかの団体に関わっていくことの価値を認め、その上司もそれを認め、さらに上の人も認めるようになっていかないと、本格的な実のあるまちづくりというのはできないのではないかと考えています。</p> <p>ありがとうございます。研修の内容等も関連してくることだと思います。昔は民間企業への派遣等も行ってたかと思いますが、団体に派遣して市民と一緒にまちづくり活動に取り組みせるといったことはありますか。</p>
<p>事務局 (大橋参事)</p>	<p>今年度はコロナウイルス感染拡大の影響で実施していませんが、地域イベント派遣スタートアップ研修というものがあります。これは入庁して5年目までの職員を、江別、野幌、大麻それぞれの地区の夏祭りに派遣し、企画から携わるというものです。</p> <p>人事交流としましては、今年度は民間ではコープさっぽろの職員が子育て支援課に派遣されており、市からもコープさっぽろに1名を派遣しております。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>ありがとうございます。スタートアップ研修については、取り組み事例に記載されています。</p> <p>市職員の認知度が高くなってきているというのは研修等の成果だと思いますが、知っているだけではなく体で理解するといった状態にしていくような研修や、先ほど実際の仕事の中での評価の問題についても出ていましたが、様々な観点から、実質化して高めていくための工夫をしていただきたいと思います。</p> <p>これは終わりが無いというか、限りなく続けていかなければならないことだと思いますので、研修ないし職員のスキルアップの方策の更なる進化にも取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>他にご意見等ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>よろしいでしょうか。前回も申し上げましたが、また先に進んでから関連してきますので、その時に、今回検討している部分について意見等があれば出していただきたいと思います。今日も最後に全体を通して出てくるかもしれませんが、今のところは、第4章はここまでということで、次に進みたいと思います。</p> <p>それでは、第5章「行政運営」について、事務局から説明願います。</p>
<p>事務局 (田中主査)</p>	<p>第5章「行政運営」について、ご説明いたします。検討資料の第5章「行政運営①」をご覧ください。</p> <p>第13条「総合計画」では、将来のまちづくりの基本方向を定め、計画的・効率的な行政運営を行うための重要な計画である総合計画を策定するにあたり、</p>

様々な方法で市民に情報を提供し、市民参加により多くの市民意見を計画に反映させるとともに、進行状況などを分かりやすく示すよう定めています。

また、第4項では、社会情勢などの変化に柔軟に対応できるよう、総合計画の評価や検討を行い、必要に応じて内容の見直しを行うことを明らかにしています。

なお、計画の策定経過については、別添資料②を参考としてお配りしています。この中で、市民の参加があった部分をグレーで網掛けしています。

また、別添資料③として、「ともにつくる協働のまちづくり」を基盤とした「えべつ未来戦略」の冊子の写しをお配りしていますので参考としてください。

さらに、参考資料として、本日机上に「えべつ未来づくりビジョン〈第6次総合計画〉改訂版」を配布しておりますので、こちらも参考としてください。

第14条「財政運営」では、市長は予算の作成にあたり、総合計画や行政評価の結果などを反映させることにより、将来の財政見通しを見据えた健全な財政運営に努めなければならないことを定めています。

また、市民に対する説明責任として、財政状況や予算、決算に関わる情報を分かりやすく公表し、財政運営の透明性の確保に努めることを求めています。

なお、参考資料として、机上に「令和元年度江別市財政の現状と課題」を配布しておりますので、こちらも参考としてください。

第15条「行政評価」では、市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政評価を実施し、その過程や結果を分かりやすく市民に公表することを定めています。また、市民及び専門家などによる外部評価の仕組みの整備に努めることを求めています。

第16条「政策法務」では、市は、自主的な政策を進める上で、必要に応じて条例・規則等の制定や改廃を行うとともに、法令等の調査研究を行い、時代の変化などに見合った適正な解釈と運用に努めることを定めています。

第13条から16条までの部分に関する提言及びアンケート項目はありません。主な取り組み事例はご覧のとおりで、提言を受けての取り組みはありません。

続いて、検討資料の第5章「行政運営②」をご覧ください。

第17条「危機管理・防災」では、風水害や地震などの自然災害、大規模な火災や事故などに備えて、市長等は、情報の収集や市民への情報提供、必要な対策が実行できる危機管理体制の整備に努めることを定めています。

また、日頃から市民の防災意識の向上に取り組むほか、災害発生時に備え、市民、事業者、関係機関が連携・協力して、適切な行動がとれるよう準備に努めることを求めています。

第17条に対する提言として、「全国で発生している大規模災害は、江別市民にとって決して他人事ではなく、市の防災、減災対策の充実はもとより、市民の防災・減災意識の向上や災害弱者と言われる方々への支援について、自治会などと一層の連携を図っていくべきと考えます」との提言がありました。

この提言を受けた市の取り組み事例として、自治会に対する避難所運営訓練への参加および避難行動要支援者避難支援制度への協力についての啓発を行って

	<p>います。</p> <p>これらの取り組みについて市のホームページで掲載している部分を、別添資料④と⑤としてお配りしていますので、参考としてください。</p> <p>第17条に関連するアンケート項目としては、「問 27 市民の防災・減災意識の向上や災害弱者への支援について、自治会等との連携が図られていると思いますか。」という設問に対して、「思う」が55.7%、「思わない」が35.6%という結果となっています。</p> <p>ここで、前回お配りしたアンケート報告書をご用意ください。28ページ下段に、それぞれの回答の理由について列挙しています。</p> <p>「思う」と回答した理由については、「防災訓練・講話等でお世話になっている」や「意識は高まっていると思うが、いざという場面での対応はまだまだ」といった意見がありました。</p> <p>「思わない」と回答した理由については、「何をしているのか見えない」、「何も働きかけがないので不安」、「一部の市民に限られている」といった意見がありました。</p> <p>検討資料に戻り、第5章「行政運営③」をご覧ください。</p> <p>第18条「行政手続」では、行政運営の校正を確保し、行政上の意思決定について、その内容や過程を市民に明らかにするため、処分や行政指導、届出に関する手続を、あらかじめ定めることとしています。詳細については、別添資料⑥「江別市行政手続条例」をご覧ください。</p> <p>第19条「外部監査」では、住民、議会、市長からの請求や要求に基づき、必要に応じて、専門的な知識を有する外部の監査人や第三者機関などによる外部監査が実施できることを規定しています。</p> <p>第20条「公益通報」では、市として、公益通報に関する体制の整備と、通報した人が不利益を受けないよう適切な措置を講ずることについて定め、市政運営の公正の確保と透明性の向上を図っていくことを表しています。</p> <p>第18条から20条までの部分に関する提言及びアンケート項目はありません。主な取り組み事例はご覧のとおりで、提言を受けての取り組みはありません。</p> <p>本章についての市の自己評価としましては、行政運営の各規定については、条例の趣旨のとおり遂行していると考えております。</p> <p>第5章「行政運営」についての説明は、以上です。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明に関して、ご意見等ありましたらお願いいたします。条文がたくさんありますが、どこからでも構いません。</p>
藤田委員	<p>初歩的な質問ですが、第14条「財政運営」だけ「市長は、財政の状況を的確に把握し」との記述ですが、市長だけでしょうか。他の条項はほとんど「市長等」となっています。そして、「市長等」と言った場合は、市長と他の議員という意味でしょうか。</p>

事務局 (大橋参事)	「条文と解説」の3ページに定義がありますが、「市長等」とは「市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう」と定めております。
事務局 (金子次長)	今の説明のとおり、「市長等」というのは行政委員会など色々含まれており、市全体を意味しています。予算の編成権限は市長が一手に担っており、例えば選挙管理委員会は予算の編成権限は持っていませんので、そういった意味で、ここでは「市長は」という記述になっております。
石黒委員長	藤田委員、よろしいでしょうか。
藤田委員	はい。
石黒委員長	これは、職員は考えなくてよいといった意味ではなく、最終的な責任者は市長であり、市長が一番トップで決定権を持っているということを表しているわけです。 他に何かございますか。本日は、今回のテーマに関わる部署の担当者も来ていただいております。
星副委員長	「えべつ未来戦略」の冊子に色々な目標値が出ていますが、まず一つ目、この目標値というのはどのように定めているのか。その中で、10ページ(2)「教育内容の充実」の重要業績評価指標に「生きる力」が身についた児童・生徒の割合と書いてありますが、これは子供たちにどのように聴取して現状値と目標値を出しているのか、以上の二点について教えてください。
事務局 (天明屋主査)	まず、未来戦略の各目標値について、こちらは具体的施策の中に事業があるのですが、その事業の取り組み状況等を踏まえて、今までの実績値の上昇率や今後の事業の見通しを考慮して、各担当部局と調整して目標値を定めているものです。 次に「生きる力」について、こちらは教育委員会が担当しておりますが、国が実施している全国学力学習状況調査の中に自主性や主体性、自己肯定感等を量る設問があり、それを基に数字を集計し、そのような自主性、主体性、自己肯定感といったものを合わせて「生きる力」として設定しているところです。
星副委員長	ありがとうございます。
石黒委員長	ありがとうございました。他にありませんか。
星副委員長	危機管理・防災のところで、平成29年3月の提言の中で「災害弱者と言われる方々への支援について、自治会など一層の連携を図っていく」という記述が

	<p>ありますが、災害弱者の方の個人情報をごどのように得て、具体的にはどのような連携を取ろうとしているのか教えてください。</p>
事務局 (大橋参事)	<p>自治会にご協力いただいている取り組みとして、避難行動要支援者避難支援制度というものがあります。これは、ご協力いただいている自治会に、要支援者の名簿をお渡しして、何かあった時には、自治会の支援者の方をお願いして手伝っていただくという制度です。</p>
星副委員長	<p>ありがとうございます。</p>
石黒委員長	<p>そういった個人情報を外部提供する際は、個人情報保護審査会に諮って、この団体にこのような情報をこういった形で提供してよいかどうか確認するという流れです。ナーバスというかセンシティブな情報でもありますので。逆に個人情報保護制度がネックになって、必要な対応を取れないということで批判もあり、たしか制度改正があったものと記憶しています。</p> <p>最初に委員の皆さんに取ったアンケートによると、吉原委員は総合計画に関心をお持ちとのことですが、何かありませんか。</p>
吉原委員	<p>第13条「総合計画」について、色々な資料を見させていただき、市民にとってとても身近な取り組みだと思いましたが、市民に対するアンケート項目に「総合計画を知っていますか」といった設問がないことについて、特別な理由はあるのでしょうか。</p>
事務局 (天明屋主査)	<p>市では市民アンケートを実施しておりますが、総合計画自体の認知度を量るものではなく、総合計画に関わる指標の進捗状況といったものを量るためのアンケートであります。</p> <p>認知度について、市で実施している総合計画の啓発、PRの活動としましては、市のホームページに専用ページを設ける、出前講座で説明するといった活動を行っています。</p>
吉原委員	<p>ありがとうございます。</p>
石黒委員長	<p>アンケートに設問がないのは、特に意味があって設けていないということではないですね。</p> <p>というのも、第13条第3項で「市は、総合計画の達成目標を明らかにするとともに、その内容及び進行状況に関する情報を市民に分かりやすく提供するものとする」となっており、分かりやすく市民に提供されているかどうか、市で実施している総合計画についての情報提供が適切かどうかということも考えていかなければならない。それを量るためには、市民がどの程度知っているのか、アンケート等で把握する必要があるのではないかと思ったもので。吉原委員はそうい</p>

<p>事務局 (金子次長)</p>	<p>った意味で質問されたのではないかと勝手に解釈しました。</p> <p>委員長のおっしゃるとおり、吉原委員のご質問は、単に設問があるかどうかということではなく、おそらく総合計画を知っている市民が多くないのではないかとという意味を含んでいるのだらうと思います。</p> <p>私も、今回改めて総合計画のPR方法について、例えばホームページにどのように書いてあるかといったことを見直してみましたが、まだまだ周知の仕方に十分ではない部分があるかもしれないと感じました。</p> <p>今後、総合計画の周知の仕方について、さらに工夫が必要ということを提言していただくのもよいと思いますし、事務局としてもまだまだ力を入れなければならないと考えております。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>ありがとうございました。提言書に盛り込むかどうかも含め、このような条文もありますので、そういったことも考えていかなければならないということは押さえていただければと思います。</p> <p>なお、第2項の策定にあたっては、市民の意見を反映させようという市民参加の取り組みを、かなり実施していることがはっきり分かります。</p> <p>他に何かございますか。</p>
<p>瀬尾委員</p>	<p>第17条について、災害の取り組み事例を見ると、内容的に地震等の自然災害のことが主であり、アンケートでも言われているように、新型コロナウイルス等のウイルス災害に関連する対策がないようです。</p> <p>今年になって急に発生したものであり、対応が追いつかない部分もあるとは思いますが、アンケートの結果を受けて現在行っている対策、今後行う予定の対策があれば教えていただきたいです。</p>
<p>事務局 (金子次長)</p>	<p>この条文ができた時には、感染症等への対策は想定されていなかったのではないかと考えております。自然災害に対しては、例えば地域防災計画を随時改定しながら対応を計画しておりますし、毎年のように避難所運営訓練も実施しております。</p> <p>瀬尾委員がご指摘されたような感染症対策を踏まえてということでは、ちょうど先週の8月20日付でホームページにも掲載されていますが、避難所運営マニュアルについて、新型コロナウイルス対応を踏まえて改訂したものを公表しました。更新したばかりで、おそらく市ホームページのトップページの上の方にまだ載っていると思いますので、よろしければご覧いただければと思います。例えば、避難所の運営においては2メートル、最低でも1メートルの間隔を取る、避難者を受け付ける際に発熱している人がいたらどのように扱うか、そのようなことを今回のマニュアルに新しく盛り込んでいます。このような形で、今回は対応しております。</p>

瀬尾委員	<p>ありがとうございます。</p>
高川委員	<p>新型コロナ対策も含めた避難所運営マニュアルについて、自治会からの告知になりますが、9月5日に野幌地区の野幌若葉小学校において、新型コロナウイルス感染症に配慮した避難所運営についての研修会を、市の危機対策担当の方で実施する予定です。これは人数をあまり集められないものですから、50人程度の限られた人数で行いますが、そのようなことも実施しているということで、十分ご配慮いただきたいと思います。</p> <p>また、災害の話として、複合型の災害、つまり自然災害と感染症が一緒になったらどうするか、あるいは議会の質問等でも出ていますが、大雪の後に地震があったらどうするか、そういった複合型の災害対応というものを視野に入れるべきであると思います。</p> <p>もう一点、第16条について、政策法務という考え方自体は、昭和50年代頃から東京近辺の都市で、自治体として主体的な法律解釈、条例等の立法、訴訟対応などを進めていこうということで、政策法務という言葉が根付いてきました。その政策法務の考え方において、この自治基本条例というのは、最終形、究極の姿、最も進化した形であるとは私は考えています。</p> <p>そういったこともありますので、政策法務については、今後一層、充実していただきたい。そんなことを言うと、先ほどの定義の話になってしまいますが、この辺のところをもう少し詰めていただければと思います。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございました。政策法務については、取り組みの中には特に記載はありませんが、自治基本条例の柱のような部分でもあります。</p>
	<p>私からも一点質問ですが、第20条の公益通報について、江別市は平成20年から要綱で制度を設けているようですが、要綱の改定はありましたか。</p>
事務局 (大橋参事)	<p>制定してから改定はされていませんが、中身を見直す必要があるのではないかと担当者は言うておりました。</p>
石黒委員長	<p>規定だけ見ると、職員を守るための規定に見えて、自治基本条例検討委員会の中でも批判というか消極的な意見も出たりしましたが、それが目的ではなくて、これによって、おかしいことが行われているということが早く明らかになって、是正されたり、発生を防止するということが、自治基本条例の中に入れる意味としては大きい面もあります。</p> <p>世の中が大きく変わり、制度も色々と変化していると思いますが、実際には制度はあるが、通報したら虐められる等して、何の意味もない制度になってしまっている場合もありますので、これだけではありませんが、普段から見直しをしていただければと思います。</p> <p>他にご意見等ありませんか。また後ほどご意見あれば出していただければと思います。</p>

事務局
(田中主査)

それでは、第6章に入り、もし質疑で時間が足りなくなれば、次回に繰り越すということにしたいと思います。第6章について事務局から説明願います。

第6章「情報共有の推進」について、ご説明いたします。検討資料の第6章「情報共有の推進①」をご覧ください。

第21条「情報共有」では、情報提供を行うための制度や体制の整備充実に努めること、市民からの意見等に対し、誠実に対応することなどが定められています。

第21条に対する提言として、「まちづくりに関する情報を市と市民が共有することは、市民自治の前提であることから、まちづくりに関する情報をホームページや広報などでお知らせする際には、より見やすく、より分かりやすく、といった視点で、高齢者などに配慮したものとなるよう一層努力していただきたいと考えます。また、ホームページが見られない方へのまちづくりに関する情報提供の在り方についても検討されることを望みます。さらに、まちづくりについて、市民からの意見、要望、提案、苦情などを受け付ける「市民の声」については、行政内部での情報共有にとどまることなく、内容によっては、今後市民にも公表していくべきと考えます。」との提言がありました。

この提言を受けた市の取り組み事例として、ホームページにおけるウェブアクセシビリティの徹底、ホームページにおけるページ構成の統一、よりわかりやすい表現へ見直し、市民の声等の傾向の公表に併せて、内容に応じて、市民の声を広報誌などで紹介、市民の声等を受けて広報誌に掲載している記事は、その旨が分かるよう記載内容を工夫といった取り組みが挙げられます。

参考資料として、市ホームページのウェブアクセシビリティについて、別添資料⑦としてお配りしていますのでご参照ください。

裏面へ進みまして、第21条に関連するアンケート項目として、「問7 江別市からのお知らせは、主にどのようなものを利用して入手していますか」という設問への回答として、「広報えべつ」が89.3%で最も高く、次いで「自治会回覧」が46.6%、「新聞」が31.6%、「市のホームページ」が18.5%と続いています。

なお、4年前に行ったアンケートでは、「広報えべつ」が90.9%で最も高く、次いで「自治会回覧」が51.2%、「新聞」が36.1%、「市のホームページ」が13.7%という結果でした。

再びアンケート報告書の6ページをご覧ください。一番下に、問7で「その他」を選んだ方の意見を列挙しています。例えば、「学校での掲示」や「家族を通して」、「特に情報を収集していない」などの回答がありました。

検討資料に戻りまして、「問8 江別市や自治会、活動団体などが行っている、まちづくりに関する情報を得やすくするために何が重要だと思いますか」という設問への回答として、「広報えべつの内容を充実させる」が66.6%で最も高く、次いで「まちづくりに関する情報をどこで得られるのか周知する」が47.9%、「まちづくりに関する情報を集めたホームページを作成する」が30.2%、

「パンフレットやリーフレットの配布場所を増やす」が27.8%と続いています。

なお、4年前のアンケートでは、「広報えべつの内容を充実させる」が73.6%で最も高く、次いで「まちづくりに関する情報をどこで得られるのか周知する」が49.8%、「パンフレットやリーフレットの配布場所を増やす」が29.2%、「まちづくりに関する情報を集めたホームページを作成する」が25.8%という結果でした。

こちらアンケート報告書の7ページを開いていただき、上段問8で「その他」を選んだ方の意見として、「ホームページを見やすく」や「メールマガジンやSNSによる発信」、「テレビの情報ボタン」、「多目的施設」など、様々な回答がありました。

検討資料に戻り、「問9 江別市のホームページや広報誌が、高齢者などに配慮したわかりやすい内容になっていると思いますか」という設問への回答では、「思う」が68.9%、「思わない」が24.8%となっています。

なお、こちらは今回新たに設けた設問ですので、前回との比較はできません。

こちらアンケート報告書の14ページをご覧ください。問9でのそれぞれの回答の理由について列挙しています。「思う」と回答した理由としては、「広報誌はわかりやすい」、「表紙がかわいらしい」、「表現がやわらかく親近感を感じる」といった意見がありました。「思わない」と回答した理由としては、「文字が小さい」、「若い人が見てもわかりにくい」、「情報が整理されていない」等の意見がありました。

検討資料に戻りまして、第21条に関する取り組みについての市の自己評価としましては、アンケートの結果では、依然として「広報えべつ」に対する需要が大きいことから、より一層の内容充実と読みやすい紙面づくりに努めてまいります。また、ホームページによる情報発信においては、近年はSNSとの連携によるアクセス誘導が効果を上げており、今後は自前の広報媒体だけでなく、他のメディアや市民らの手による情報拡散といった新しい手法により市政情報を浸透させることが肝要であり、いっそうの戦略性が求められると考えています。今後の情報共有の在り方について、広報誌の充実はもとより、近年著しい情報発信ツールの多様化に対応していくことが課題であり、様々な手法を研究しながら、市民が気軽に意見を寄せていただける環境づくりを目指したいと考えています。

続いて、検討資料の第6章「情報共有の推進②」をご覧ください。

第22条「情報公開」では、市民自治の前提となる情報共有を図り、市民参加を推進するため、市はまちづくりや市政に関する情報について市民の知る権利を尊重し、情報を公正かつ適正に公開することを明らかにしています。

第23条「個人情報の保護」では、市は、個人情報の取り扱いを適正に行うとともに、市民から自分自身に関する個人情報の開示や訂正などの請求があった際には、適切な対処を行うことを明らかにしています。

第22条及び第23条に関する提言はありません。主な取り組み事例はご覧のとおりで、提言を受けての取り組みはありません。

<p>石黒委員長</p>	<p>参考資料として、別添資料⑧「江別市情報公開条例」、別添資料⑨「江別市個人情報保護条例」をお配りしておりますので、ご参照ください。</p> <p>関連するアンケート項目としましては、「問 2 9 情報公開制度があることを知っていますか」という設問に対して、「知っている」は58.4%、「知らない」は38.6%という結果でした。</p> <p>なお、4年前に行ったアンケートでは「知っている」が54.7%、「知らない」が39.6%であったのと比べると、認知度は若干向上したという結果になりました。</p> <p>続いて「問 3 0 江別市は、自治基本条例の趣旨にのっとり、適正に情報を公開していると思いますか」という設問に対して、「適正に公開していると思う」、「まあまあ公開していると思う」及び「普通」という回答を合わせると78.3%であり、4年前の69%から、こちらもやや向上しているという結果となりました。</p> <p>アンケート報告書の9ページをご覧ください。中段に、問 3 0で「その他」を選んだ方の意見を列挙しています。たとえば、「利用したことがないのでわからない」、「公開していることを知る機会が少ない」、「他市との比較を公開すべき」などの回答がありました。</p> <p>検討資料に戻り、「問 3 1 個人情報保護制度があることを知っていますか」という設問に対して、「知っている」は82.4%、「知らない」は14.7%という結果となりました。</p> <p>4年前に行ったアンケートでは「知っている」が83%、「知らない」が12.9%であったのと比べると、若干減少はしておりますが、依然として高い数値を維持していると言えます。</p> <p>続いて「問 3 2 江別市では、条例や制度の趣旨にのっとり、適正に個人情報を保護していると思いますか」という設問に対して、「適正に保護している」及び「普通」という回答を合わせると84.3%であり、4年前の74.8%と比べて10%以上の向上が見られました。</p> <p>アンケート報告書の9ページをご覧ください。一番下に、問 3 2で「その他」を選んだ方の意見を列挙しています。たとえば、「何事もないので適正」、「災害時のことを考えると難しい問題」、「どのように保護しているかわからない」などの回答がありました。</p> <p>第 2 2 条及び第 2 3 条についての市の自己評価としましては、情報公開及び個人情報の保護については、条例の主旨のとおり遂行しており、アンケートの回答結果からも、適正な運用がなされているとの評価を得ているものと考えています。</p> <p>第 6 章「情報共有の推進」についての説明は、以上です。</p> <p>ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いいたします。</p>
--------------	---

藤本委員	<p>予定している時間に近づきましたので、おそらく本質的な意見交換や検討は次回に繰り越すものと思いますが、個人的には、市民が主体となった自治を進めていくための情報共有の在り方というのは非常に大切な項目だと感じています。</p> <p>その一方で、例えば第21条「情報共有」の表現を見ても、情報共有という双方向、みんなで情報をシェアしようというタイトルの割には、市からの情報伝達や広報、知らせる、分かりやすく伝えるということが中心になってきたように思います。</p> <p>今まさに全国各地でオープンデータという取り組みが進められていて、様々な行政情報をどんどん利活用してもらおう形で公開をしている。それを市民や企業、大学等の研究者が活用して、加工してもらおう、分析してもらおうということがやりやすい流れになってきており、道内でもいくつかの自治体で進められているところ です。</p> <p>当然、最初に条例が作られた時には、あまりオープンデータ化の流れが意識されていない時代背景、社会情勢であったので無理ありませんが、今後はそういったことを考えていく必要もあるのではないかとというのが大きな感想です。</p> <p>それから、細かいところで一点、アンケート調査票の所々で見受けられますが、例えば問9の「江別市のホームページや広報誌が」という設問ですが、社会調査や統計調査の際には、あまり適切ではない聞き方をされていて、専門用語でダブルバーレルといいますが、分かりやすく言うと、「ホームページは分かりにくいけれども広報誌は分かりやすい」と思っている人も多く混ざってしまう。ジャンルの異なる二つのものを「や」や「と」で結んで一緒にたに聴いてしまうと、先ほどの「その他」で出てきたように、こっちは良いがあっちは読みにくいというように、適切な分析に繋がらないことがあるので、次回以降のアンケートの際は、ダブルバーレルを避けて、聴くのなら一つの事柄について聴いたほうが、よりの確かな分析に繋がると思います。これは、今回の委員会で検討するといった話ではありません。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございました。一点目は、たしかに条例が作られた頃は、それほど認識されていなかった部分もあると思います。新しい状況に対応していく必要は当然あると思います。</p> <p>それから、アンケートのご指摘については、今後実施する際に注意していただきたい。</p> <p>他に何かございませんか。</p>
星副委員長	<p>広報誌が届かない、つまり自治会に入っていない市民の割合はどのくらいか。情報共有の推進と謳っているのであれば、そういった市民へ何らかの手段で情報を伝えることはできないのか。情報弱者というか、同じ江別市民の中で離れ小島のようになっていることについては、みんなで考えていかなければならないテーマではないか。</p> <p>自治会に入る、入らない、入れない、大家がどうしたとか、色々な問題がある</p>

	<p>ようで、私もよく調べていないのですが、情報が欲しくても手段がない方というのは、たとえば引っ越してきた方とか、いらっしゃると思う。そういったことについて、今回でなくても構いませんが、もっと前向きで、皆さんに良くしてもらうためにはどうしたらいいかというところもあっていいかなと思いました。</p>
<p>事務局 (大橋参事)</p>	<p>広報誌の配布について、自治会を通じて加入者に配布しているほか、公民館等の公共施設と市内のコンビニエンスストア等には配置しております。全戸配布が理想的とは思いますが、やはり郵送費等の費用が掛かることから、他の経費を削減しなければならないということで、広報誌のページ数や発行部数への影響が懸念されます。それにより、郵送やポスティングによる全戸配布は難しいのですが、自治会に加入している世帯であれば家に配布してもらえるので理想的ではありますが、どうしても取りに行けない等の事情がある場合は、個別に郵送している方もいらっしゃいます。市としましても、なるべく全市民に広報誌を読んでもらえるような努力は行っております。</p>
<p>星副委員長</p>	<p>個別に郵送している方もいるという情報、例えば公共施設やコンビニに取りに行けないという人たちに、個別に郵送もできるという情報は、何らかの手段でお知らせしているのでしょうか。</p>
<p>事務局 (大橋参事)</p>	<p>特にお知らせはしていませんが、特別な事情がある場合なので、限定的にこの人と言われたから配布するといったことはないと思いますが、そういったことも含めて、次回までに確認させていただき、本日は時間も過ぎていきますので、次回の検討内容として回答したいと思います。</p>
<p>星副委員長</p>	<p>よろしくお願いします。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>それでは、そろそろ時間ですが、他にもご意見ご質問がある方もいらっしゃると思いますので、次回は第6章の続きから始めたいと思います。</p> <p>その前の章についても、本日の予定を考慮して発言を控えたという方もいらっしゃるかもしれませんが、余裕を見て扱う項目を選んでいきますので、必ず最後まで終わらせるということではありませんから、時間を気にせず遠慮なく発言していただければと思います。</p> <p>それも含めて、次回は、初めに第6章の続きを議論し、その後、前回と今回と他の部分で意見等があれば出していただいた後で新しい章へ進むという形としたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>それでは、本日は第6章の途中で区切り、次回に繰り越すということとさせていただきます。</p>

	<p>続いて、次第3「その他」ですが、委員の皆さんから何かございますか。</p> <p>(なし)</p>
石黒委員長	<p>事務局から何かありますか。</p>
事務局 (田中主査)	<p>第1回委員会で、藤本委員からご提案のありました自治基本条例アンケートの調査データの公開につきまして、後日、市で検討を行い、7月31日より市ホームページでの公開を実施しております。</p> <p>さらに、先日、瀬尾委員と吉原委員より、その公開されたデータをもとにした詳細な集計・分析を行ったとの報告がありました。</p> <p>そこで、委員の皆様のご了承が得られましたら、今後の検討の参考とするため、両委員が行った集計・分析の結果について、次回の検討委員会の中でご報告いただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。</p>
石黒委員長	<p>ただいま、事務局からアンケートデータの集計・分析について、委員会で報告していただき、その内容を踏まえて検討していくという提案がありましたが、ご意見などございますか。</p> <p>(異議なし)</p>
石黒委員長	<p>それでは、報告していただくということで進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。</p> <p>他に何かありますか。</p> <p>(なし)</p>
石黒委員長	<p>それでは、第2回江別市自治基本条例検討委員会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。</p>